

議第四百十四号

指定管理者の指定について

岐阜県福祉友愛プール及び岐阜県福祉友愛アリーナに係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を、岐阜県福祉友愛プール条例（平成二十七年岐阜県条例第五十四号）第十条第三項及び岐阜県福祉友愛アリーナ条例（平成三十年岐阜県条例第四十六号）第十条第三項の規定により、次のとおり指定するものとする。

令和七年十二月二日提出

岐阜県知事 江崎 禎 英

一 指定管理者となる団体 岐阜市下奈良二丁目二番一号

一般社団法人岐阜県障害者スポーツ協会

二 指定の期間 令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日まで

